

外国において重要な公的地位を有しないことの確認

私または親族が、外国政府等において重要な公的地位にある職についている（た）
ことはありません。（外国PEPs）

・外国政府等の重要な公的地位とは、①我が国における内閣総理大臣、その他の国務大臣および副大臣、衆参両議院の議長、最高裁判所裁判官、特命全権大使、統合幕僚長等に相当する職 ②外国の中央銀行の役員 ③予算について外国の国会で議決等を要する法人の役員をさします。